

[注意事項]

物件1は農地のため、入札するには農業委員会の買受適格証明書が必要です。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月21日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 井 畑 弥 雄

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 7月15日から 令和 8年 7月22日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月29日 午前 9時30分 場 所 名古屋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 9月 9日 午前10時00分 場 所 名古屋地方裁判所民事第2部
特別売却 実施期間	令和 8年 8月 5日 午前 9時00分から 令和 8年 8月 5日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができません。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月21日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

☆1 所 在 瀬戸市本郷町
地 番 267番
地 目 畑
地 積 482平方メートル



物件明細書

令和 7年 3月24日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 小久保 由希江

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

Bが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件土地の一部は、売却対象外の土地（地番266番）への通行のため利用されている。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



- ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
 - 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 瀬戸市本郷町
地 番 267番
地 目 畑
地 積 482平方メートル



令和 6 年(ケ)第 327 号

令和 7 年 1 月 21 日受理

令和 7 年 2 月 10 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所

執行官 今 井 達 裕

物 件 目 録

1 所 在 瀬戸市本郷町
地 番 267番
地 目 畑
地 積 482平方メートル

占有者及び占有権原 (物件1関係)							
占有範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/>						
占有者	<input type="checkbox"/> 債務者 <input checked="" type="checkbox"/> B						
占有状況	<input type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input checked="" type="checkbox"/> 畑 <input checked="" type="checkbox"/> 竹林 <input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>						
<input checked="" type="checkbox"/> 関係人(<input checked="" type="checkbox"/> A (所有者元代表者)、B (占有者) <input type="checkbox"/> ())の陳述/ <input type="checkbox"/> 提示文書()の要旨							
占有権原	<input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 使用借権 <input checked="" type="checkbox"/> 無権原						
占有開始時期	10年以上前						
最初の契約等	<table border="1"> <tr> <td>契約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/>期間の定めなし</td> </tr> </table>	契約日	年 月 日	期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし		
契約日	年 月 日						
期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし						
更新の種別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新						
現在の契約等	<table border="1"> <tr> <td>期間</td> <td>年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/>期間の定めなし</td> </tr> </table>	期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし				
期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし						
契約等当事者	<table border="1"> <tr> <td>貸主</td> <td><input type="checkbox"/>所有者 <input type="checkbox"/>その他の者 ()</td> </tr> <tr> <td>借主</td> <td><input type="checkbox"/>占有者 <input type="checkbox"/>その他の者 ()</td> </tr> </table>	貸主	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()	借主	<input type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()		
貸主	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()						
借主	<input type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()						
賃料・支払時期等	<table border="1"> <tr> <td>毎金</td> <td>円 (毎 限り 分支払)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>前払 (</td> <td>分 円)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>相殺 (</td> <td>分 円)</td> </tr> </table>	毎金	円 (毎 限り 分支払)	<input type="checkbox"/> 前払 (分 円)	<input type="checkbox"/> 相殺 (分 円)
毎金	円 (毎 限り 分支払)						
<input type="checkbox"/> 前払 (分 円)						
<input type="checkbox"/> 相殺 (分 円)						
敷金・保証金	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (<input type="checkbox"/> 敷金 円 <input type="checkbox"/> 保証金 円)						
特約等	<input type="checkbox"/> 譲渡・転貸を認める <input type="checkbox"/>						
その他							
執行官の意見	<input type="checkbox"/> 上記のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 「執行官の意見」のとおり						

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■瀬戸市農業委員会に対する照会結果は下記のとおり

記

- 1 照会の土地の現況地目
瀬戸市本郷町267番 宅地介在山林 482平方メートル
- 2 農地法3条又は5条の適用対象地になるかどうか
3条許可申請又は5条届出が必要
- 3 転用許可(届出)がされている場合は、許可年月日、許可条項、転用目的並びに許可申請者の住所及び氏名
転用許可(4条)あり
許可年月日:不明、転用目的:住宅の建築、許可申請者の住所及び氏名:住所不明 C
- 4 転用許可がされていないときは、その旨(農地法4条1項ただし書のときはその旨)
該当なし
- 5 転用許可を得ないで土地の現況を農地等以外のものに変更している場合は、原状回復命令が発せられる見込みの有無
該当なし
- 6 賃借(小作)の有無(台帳登載の有無)。有のときは、その賃借(小作)人の住所、氏名、賃借(小作)の開始時期
該当なし
- 7 買受適格証明書の要否
必要
- 8 その他、参考となる事項(都市計画法関係、農振法関係等)
市街化区域

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■ B (占有者)</p>	<p>(面接による聴取)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 私は、物件1土地の北西側隣地(266番土地)に住んでいる者で、物件1土地の全部を使用しています。 2 物件1土地は4段の階段状になっていて、一番上の段(1段目)に栗や梅の木が植えられ、2段目と3段目が畑になっています。私は、2段目にさつまいも、3段目にいちごと野菜を植えて栽培しています。また、北西側に造られた石段を我が家への出入りのために使用しています。 3 物件1土地は、私の親類が破産者株式会社はしもと人形の先代社長であるAの亡父(以下「先代」という。)に売った土地で、元は雑木林です。先代は、現在の形状に開拓し、趣味で畑作をしていましたが、同人が亡くなってからは、ほったらかされた状態となりました。私は、放置されると竹が繁茂するなどして元の雑木林に戻り、我が家にも害が及ぶことになると思い、管理する目的から畑として使用しています。使用を始めた時期については、はっきりとした記憶はありませんが、10年以上も前のことだと思います。私が物件1土地を使用していることをAは知っています。賃料などは支払っていません。 4 一段目に栗や梅の木を植えたのは先代です。物件1土地上及び小屋の中にある農具類、小屋内の耕うん機はすべて先代が置いていったもので、私が畑作に使用しています。石段を造ったのも先代です。 5 買受人に対し、畑の作物などを撤去し、引き渡さなければならないことは承知しています。 6 雨が降ると土砂が物件1土地から北東側道路へ流れ出ることがあります。 <p>(電話による聴取)</p>
<p>■ A (所有者元代表者)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 私は、物件1土地の所有者である破産者株式会社はしもと人形の元代表者です。 2 物件1土地は、私の亡父である先代が畑として使用していた土地です。破産者株式会社はしもと人形名義で購入しているのは、当初は同社の倉庫として使用する目的があったようです。 3 Bが物件1土地を耕作し、畑として使用していることは知っていますが、使用することを了承したことはありません。約20年前に先代が亡くなった後、物件1土地を放ったままにしていますが、久しぶりに同土地を見に行った時には竹が伐採され、畑になっていました。 4 ケーブルテレビの引込柱については、南東側隣地(268番土地)上の建物のためのもので、ケーブルテレビの会社に対し、一時的に使用することを許可した覚えはあります。その会社名は覚えていません。 5 物件1土地上にある農具類は先代が使用していたものです。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■占有関係について

- 1 A及びBの各陳述並びに使用状況によれば、10年以上前からBが物件1土地の全部を占有（管理）していることが認められ、その占有権原については、Bが無断で耕作を開始した後、Aはそれを黙認した状態であることから、AとBとの間に黙示の使用貸借契約が成立しているものと判断する。

■物件1土地の現況について

- 1 北東側で道路に接する、同道路から南西に向かって高くなる、高低差のある傾斜地である。また、南東側（268番土地側）がのり面になっており、南東側隣地（268番土地）との間にも高低差がある。
- 2 土地現況図（概略）記載のA点に金属鋸、イ点、ウ点、エ点、オ点及びカ点到コンクリート杭が埋設されている。また、カ点とオ点を結ぶ直線に沿って隣地（260番土地）上にフェンスが設置されている。
- 3 4段の階段状になっており、各段の高低差はおおよそ2メートルである。また、一番低い地点（道路と接する部分）と一番高い点（カ点）付近との高低差について、目測では七、八メートル程度と思われる。なお、1段目について、カ点からエ点に向かって緩やかに傾斜し、エ点の方が低くなっている。また、南側隣地（337番2土地）との間にも高低差がある。
- 4 2段目に農具類、耕うん機を収納する小屋が存在する。同小屋は、簡易な造りであり、土地の上に置かれた状態で、定着性は認められない。

■その他

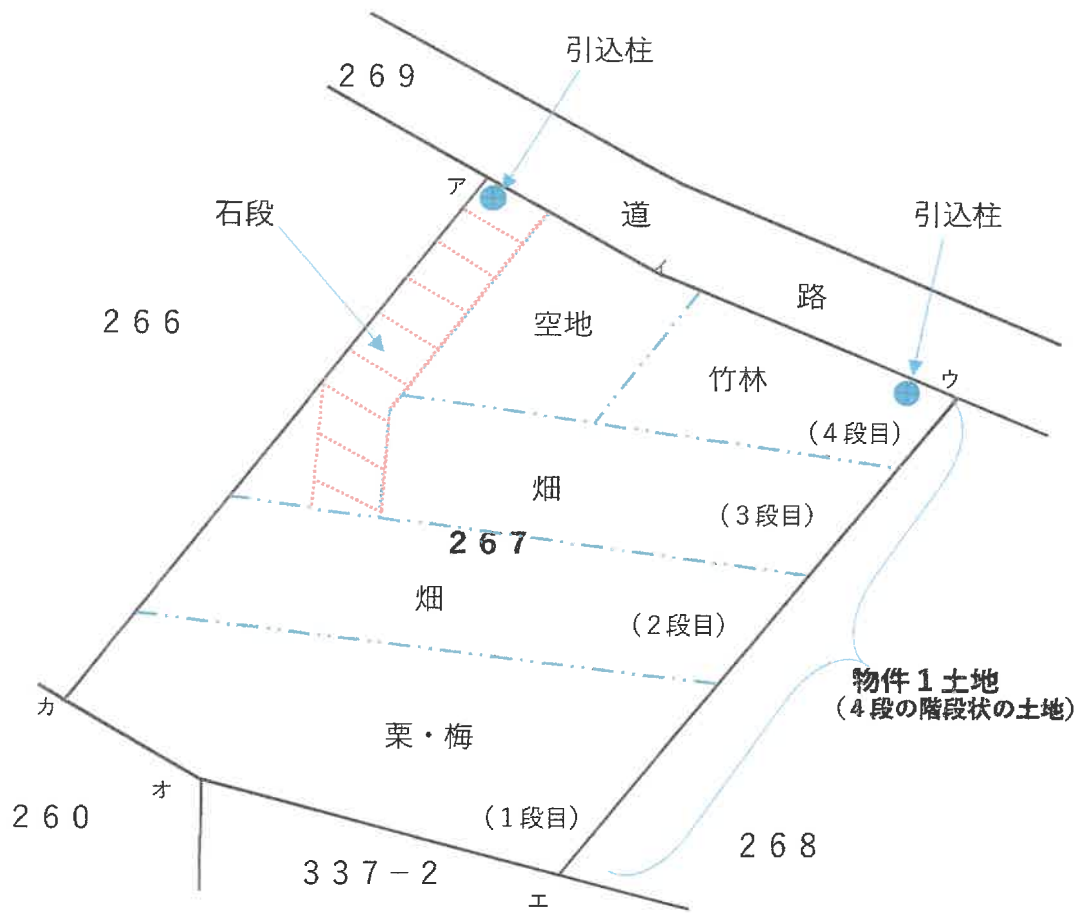
- 1 瀬戸市農業委員会に対する照会結果は4枚目のとおりである。買受適格証明書の要否については「必要」と回答されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年 1月21日 (火) : - :	(郵便)	瀬戸市農業委員会に対し照会書送付
R7年 1月23日 (木) 15:00 - 15:10	名古屋法務局	公函等交付申請
R7年 1月30日 (木) 9:35 - 10:50	目的物件所在地	物件確認、写真撮影、占有状況調査 Bから聴取
R7年 1月30日 (木) 14:00 - 14:10	(電話)	Aから聴取
R7年 1月31日 (金) : - :	(郵便)	瀬戸市役所に対しBの住民票写し交付申請
R7年 2月3日 (月) 14:30 - 14:40	名古屋法務局	北西側隣地(266番土地)の全部事項証明書交付申請
: - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は全戸不在で、施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は全戸不在で、施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は無施錠であったが、全戸不在であったため立会人を立ち合わせて建物内に立ち入った。</p>		

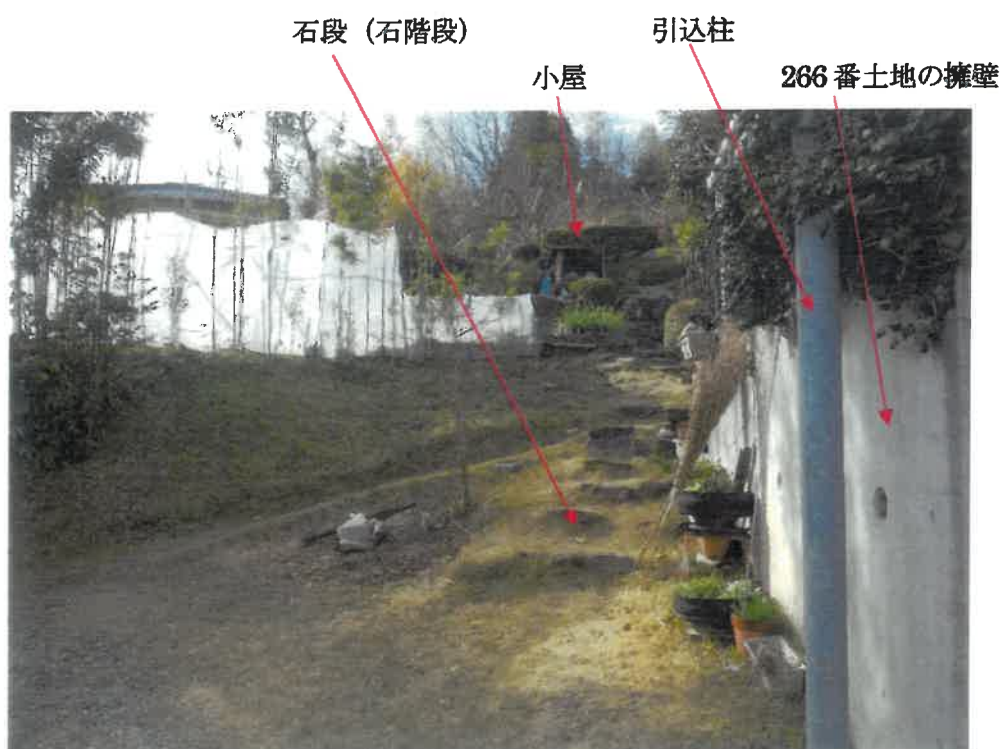
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地現況図 (概略)





① 物件 1 土地の状況 (北方向から撮影)



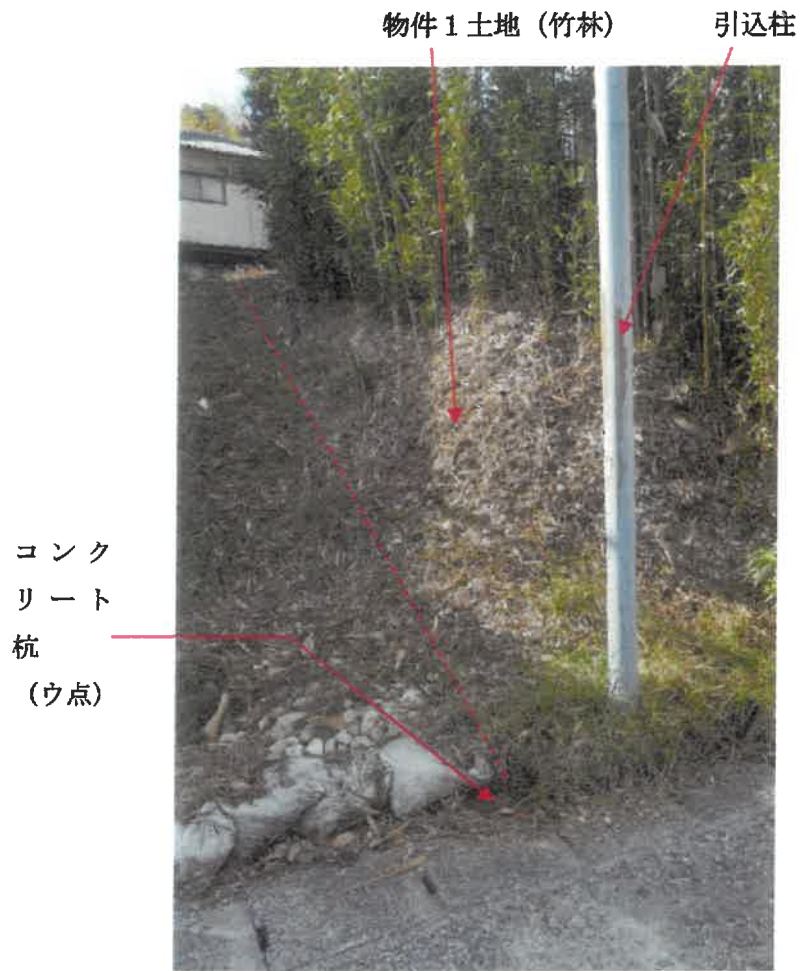
② 物件 1 土地の状況 (ア点からカ点の方向を撮影)



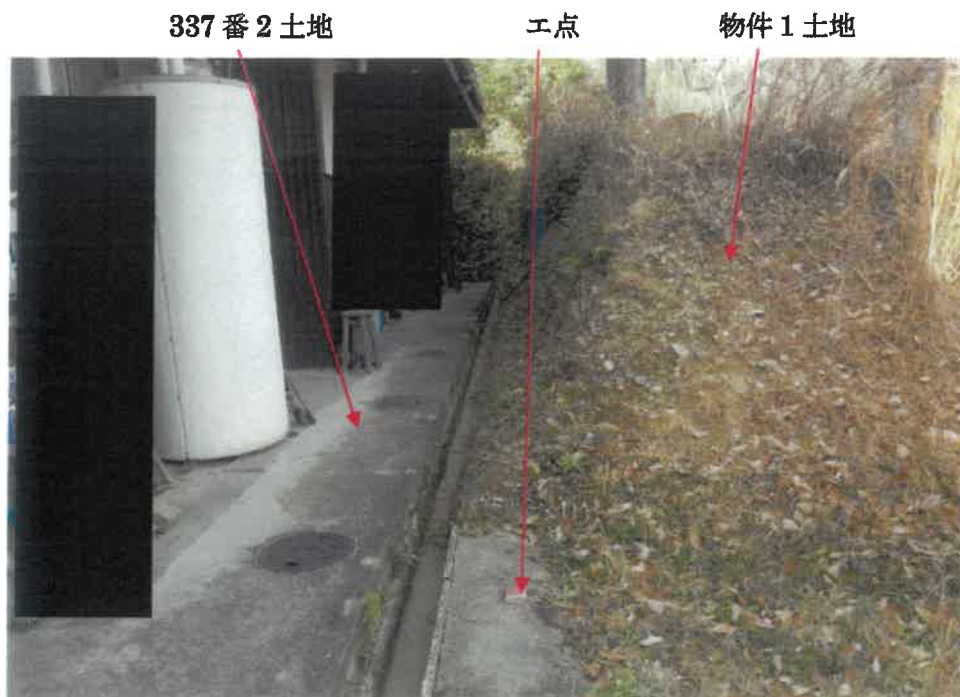
③ 物件1土地の状況（2段目及び3段目）



④ 物件1土地の状況（カ点から北東の方向を撮影）



⑤ 物件1土地の南東側の状況（ウ点付近）
（赤色破線は境界付近を目安として示したもの）



⑥ 物件1土地の南西側の状況（エ点付近）

令和 6年	(ケ)	第327号
令和 7年	1月24日	受理
令和 7年	1月30日	現地調査
令和 7年	2月 5日	評価

名古屋地方裁判所民事第二部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

樋沢 武司 印

第1 評価額

番号	評価額
物件1（土地）	金 1,950,000 円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 番 地 目 地 積	瀬戸市本郷町 267番 畑 482 m ²	同左
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	愛知環状鉄道「中水野」駅 南西方 道路距離約750m (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	傾斜地を造成した戸建住宅地域	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他規制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% — 都市機能誘導区域、居住誘導区域 せと・街なか景観ゾーン 屋外広告物規制区域（第5条第1項）許可区分 宅地造成工事規制区域
画地条件	地積 482 m ² 間口 約20m、 奥行 約25m 形状 やや不整形	
接面道路の状況	北側幅員約2.5mの市道と等高に接面する。 建築基準法第42条第2項道路に該当する。	
土地の利用状況等	大半は畑（果樹、野菜）として利用されている。一部は雑木林（竹林）である。	
供給処理施設(敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 なし (引込可) ガス配管 なし 下水道 なし (引込可)	
土壌汚染の可能性の調査	土壌汚染の可能性について過去地図にて調査したところ、従前より未利用地であったと推定される。 土壌汚染の有無については詳細な調査が必要である。	
特記事項	土地全体に渡り、南側から北側にかけて下り傾斜地となっている。 敷地内の高低差は約7mである。 北側道路接道部分に2カ所、ケーブルテレビの電柱が存在する。 北側市道に関しては、建物建築時にセットバックを要する。 当該物件は、買受適格証明書が必要である。 詳細は執行官作成の「現況調査報告書」を参照。	

第5 評価額算出の過程

目的土地の基礎となる価格を求め、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	基礎となる価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	30,100	0.24	482	—	3,480,000

基礎となる価格 (円) オ	市場性 修正 カ	競売市場 修正 キ	評価額 (円) オ×カ×キ
3,480,000	0.80	0.70	1,950,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。(以下同じ)

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 瀬戸(県)-1

$$\begin{array}{cccccc} \text{調査価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 50,200 \text{ 円/㎡} & \times & 100.0 / 100 & \times & 100 / 100 & \times & 100 / 167 & = & 30,100 \text{ 円/㎡} \\ & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)} \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地域格差：交通, 環境条件格差等を考慮

イ 個別格差：傾斜地(造成工事要) (0.30) × 農地法手続要 (0.80) = 0.24

ウ 地 積：登記数量による

エ 建付減価：なし

カ 市場性修正：造成工事を要する傾斜地の不動産取引市場における流通性を勘案した。

キ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

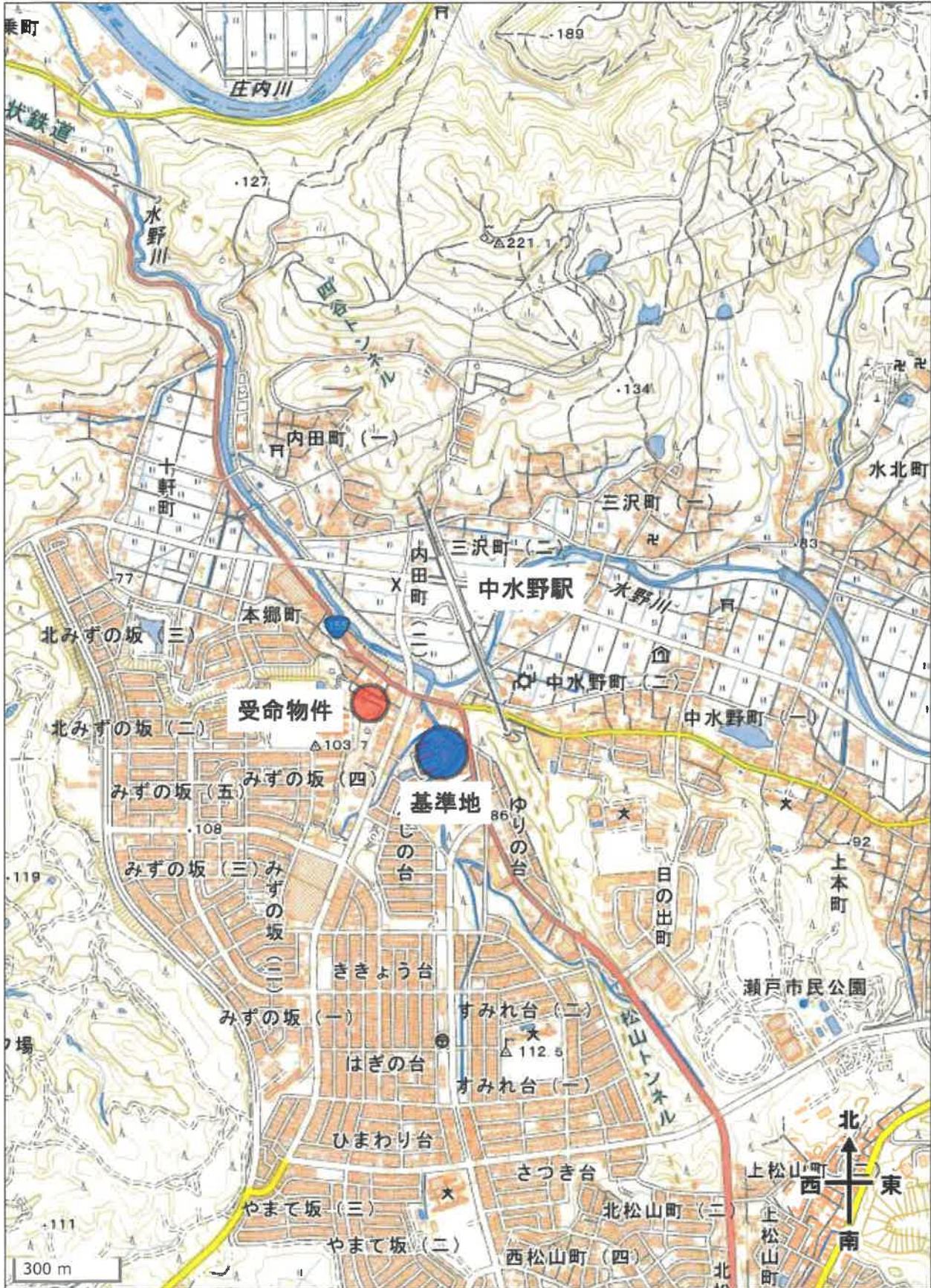
第6 参考価格資料

地価調査 価格 瀬戸（県）-1
所 在：瀬戸市小田妻町1丁目287番外
価 格： 50,200 円/m²
位 置：愛知環状鉄道「中水野」駅の南方道路距離約700m
価 格 時 点：令和6年 7月1日
地 積： 158 m²
供給処理施設：水道、ガス、下水
接 面 街 路：北東側6.5m（農道・林道）に接面
用 途 指 定 等：第1種住居地域（建ぺい率60%・容積率200%）
地 域 の 概 要：中規模一般住宅及び県営住宅が建ち並ぶ国道背後の住宅地域

第7 附属資料

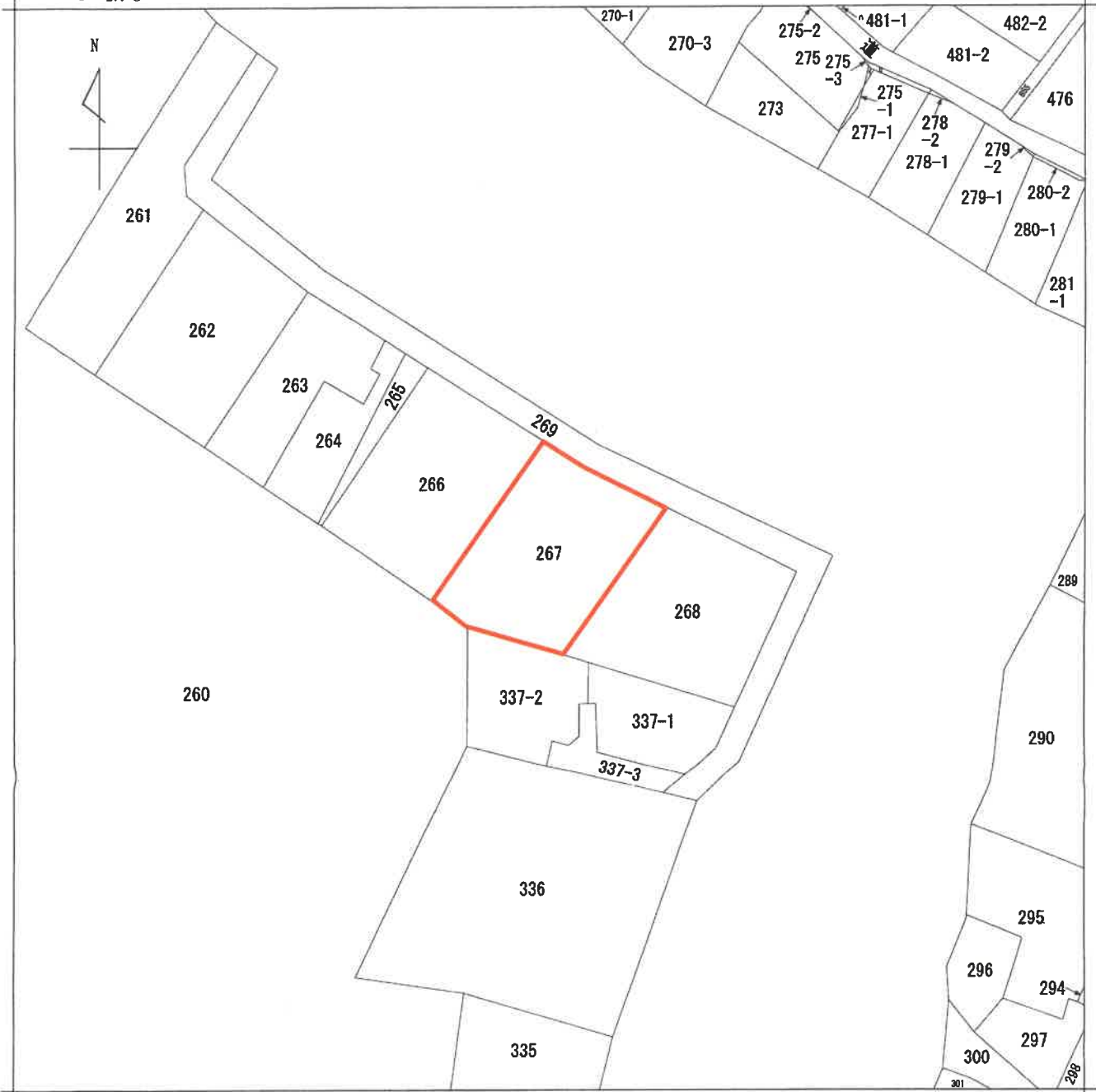
- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 土地配置図
- 6 現況写真

以 上





イ 277-2
ロ 277-3 ハ 495-1



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	瀬戸市本郷町		地番	267番			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局春日井支局管轄)

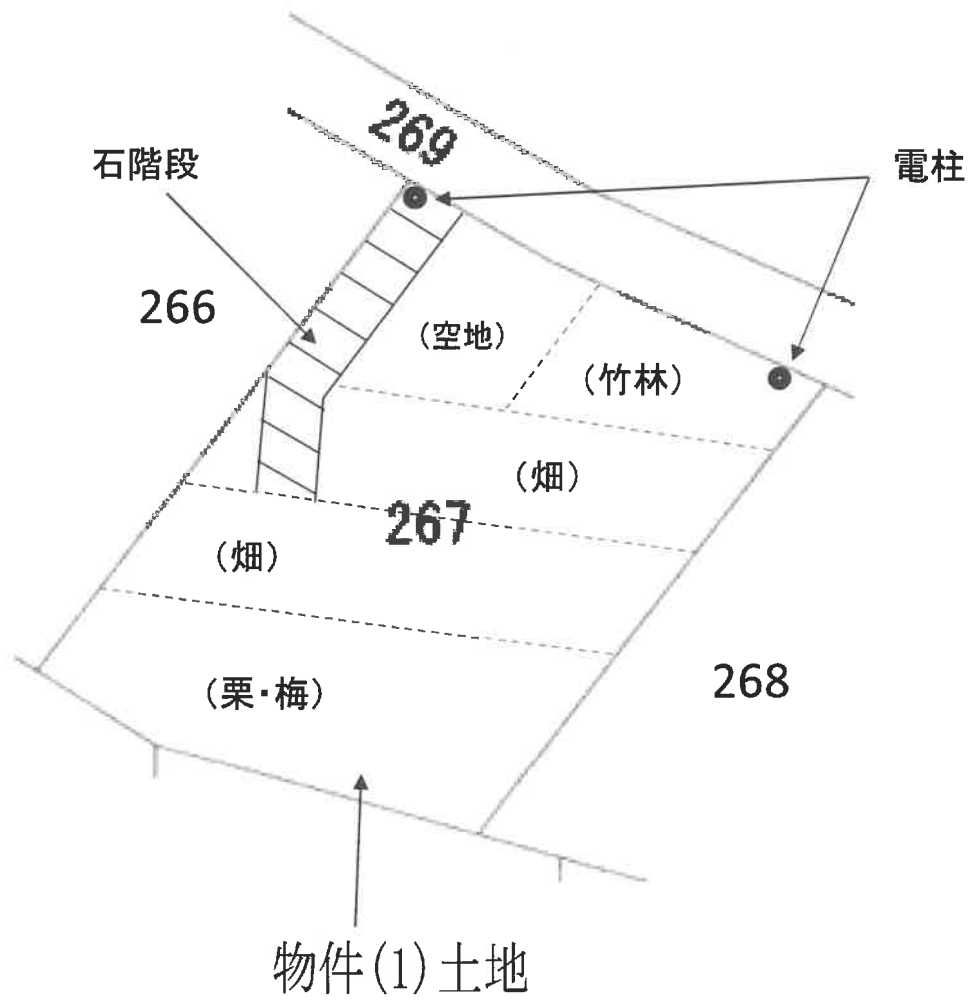
令和6年11月7日
名古屋法務局

請求番号：43-1

登記官



土地配置図(概略)



対象不動産の写真



A



B